

平成28年2月
交 通 部

「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」に寄せられた御意見・御要望に対する考え方について

三重県警察本部では、「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」について、平成27年10月29日から同年11月27日までの間、県警ホームページ等を通じて県民等の皆様から御意見を募集いたしました。

この結果、1名の方から1件の御意見・御要望をいただきました。

御意見等に対する考え方については、以下のとおりです。

御協力ありがとうございました。

● 御意見・御要望の要旨及びこれに対する考え方について

○ 御意見・御要望の要旨

イヤホン等を使用して音楽を聴く行為を禁止するのは、交通事故を防止する上で、絶対に必要である。その他にも自動車運転中にカーナビ画面でテレビを見ること、自動車・自転車運転中にスマートフォンを操作することを禁止した方がいいのではないか。ほか事をしながらの運転は、交通事故を起こす大きな要因になるので、禁止する規定を作っていくべきである。

○ 御意見・御要望に対する考え方

道路交通法第71条第5号の5において、自動車又は原動機付自転車を運転する場合は、画像表示用装置に表示された画像の注視を禁止しております。「画像表示用装置に表示された画像」には、カーナビ画面のテレビ画像やスマートフォンの画面も含まれております。

また、三重県道路交通法施行細則第16条第12号において、自転車を運転する場合は、画像表示用装置に表示された画像の注視を禁止しております。「画像表示用装置に表示された画像」には、スマートフォンの画面も含まれております。